

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【公表番号】特表2005-521039(P2005-521039A)

【公表日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-027

【出願番号】特願2003-576913(P2003-576913)

【国際特許分類】

G 0 1 K 11/06 (2006.01)

A 6 1 B 5/01 (2006.01)

A 6 1 B 10/00 (2006.01)

G 0 1 K 7/00 (2006.01)

【F I】

G 0 1 K 11/06 A

A 6 1 B 5/00 1 0 1 H

A 6 1 B 10/00 3 0 5 B

G 0 1 K 7/00 3 6 1 D

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月22日(2006.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

温度検知手段と、予め決められたしきい値体温を超えたことの継続する表示を提供するためのシグナル手段と、前記温度検知手段により発生された温度データを記憶するための手段を備え、前記データ記憶手段と前記シグナル手段が、前記温度検知手段と一体化されることを特徴とし、前記シグナル手段は前記体温を超えたことの機械的表示を提供する脣内留置式温度計。

【請求項2】

前記シグナルが表示装置の動き、標識染料の放出、前記温度計の振動及びブザーまたはアラームの作動からなる群から選択される請求項1に記載の留置式温度計。

【請求項3】

前記温度検知手段が電子的、化学的または機械的なものである請求項1または2に記載の留置式温度計。

【請求項4】

前記温度検知手段が、熱変色性染料、特定の融点を有するワックス若しくはグリース、熱変形性プラスチック材料、熱電対結合、またはサーミスターを備える請求項1～3のいずれか一項に記載の留置式温度計。

【請求項5】

囲われた中空容器であって、該容器のくびれ部分により区画化された2つのチャンバを備える中空容器を含む請求項1～4のいずれかに記載の留置式温度計。

【請求項6】

前記容器のくびれ部分が前記温度検知手段を収容する請求項5に記載の留置式温度計。

【請求項7】

前記温度検知手段が、融点が前記予め決められたしきい値体温またはその付近にあるワ

ックスまたはグリースである請求項 6 に記載の留置式温度計。

【請求項 8】

前記シグナル手段が、容器の一方のチャンバにのみ含まれた標識染料である請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の留置式温度計。

【請求項 9】

前記データが、前記予め決められたしきい値の上下の温度に関する請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の留置式温度計。

【請求項 10】

前記予めきめられたしきい値が、コンピュータプログラムにより選択される請求項 9 に記載の留置式温度計。

【請求項 11】

前記プログラムが前記温度計の内部に含まれている請求項 10 に記載の留置式温度計。

【請求項 12】

熱変色性顔料またはインクを含むプラスチック材料から形成されている請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の留置式温度計。

【請求項 13】

前記温度検知手段が、熱変色性顔料またはインクを備え、前記シグナル手段が、前記熱変色性顔料またはインクがその当初の色に戻ることを防止するための定着剤を備える請求項 12 に記載の留置式温度計。

【請求項 14】

個々の対象哺乳動物の予め決められたしきい値温度を確立するための温度計のキットであって、前記キットは請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載の一連の温度計からなり、各温度計は所定の温度範囲において異なる予め決められたしきい値温度を検出するキット。

【請求項 15】

前記温度の範囲が、35 ~ 45 である請求項 14 に記載のキット。

【請求項 16】

前記哺乳動物がヒトである請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の留置式温度計の使用。

【請求項 17】

ヒトの女性における請求項 16 に記載の留置式温度計の使用。

【請求項 18】

排卵の検知のための請求項 17 に記載の使用。

【請求項 19】

対象哺乳動物の耳または膣内に請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の温度計を挿入する工程、前記温度計を留置させる工程、シグナルを検知するためにシグナル手段を定期的に観察する工程を包含する排卵の確定方法。

【請求項 20】

前記哺乳動物がヒトの女性である請求項 19 に記載の方法。

【請求項 21】

対象哺乳動物の耳または膣内に請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の温度計を挿入する工程、前記温度計を留置させる工程、シグナルを検出するためにシグナル手段を定期的に観察する工程を包含する哺乳動物の感染を確定する方法。